

# 1 訪問型サービス費(独自)

基本部分		注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問型サービス費(独自)(I)	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1月につき 1,176単位)	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 訪問型サービス費(独自)(II)	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1月につき 2,349単位)				
ハ 訪問型サービス費(独自)(III)	事業対象者・要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1月につき 3,727単位)				
ニ 訪問型サービス費(独自)(IV)	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1回につき 268単位) ※1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合				
ホ 訪問型サービス費(独自)(V)	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1回につき 272単位) ※1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合				
ヘ 訪問型サービス費(独自)(VI)	事業対象者・要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者 (1回につき 287単位) ※1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合				
ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2 20分未満の訪問型サービス (1回につき 167単位) ※1月につき22回まで算定可能				
チ 初回加算	(1月につき +200単位)				
リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I) (1月につき +100単位)				
	(2)生活機能向上連携加算(II) (1月につき +200単位)				
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計			
	(2)介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×100/1000)				
	(3)介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×55/1000)				
	(4)介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(3)の90/100)				
	(5)介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(3)の80/100)				
ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計			
	(2)介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×42/1000)				

□ : 支給限度額管理の対象の算定項目

⋯ : 「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算定前の単位数を算入

※介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能。  
 ※令和3年9月30日までの間は、訪問型サービス費のイからリまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。  
 ※単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。

## 2 訪問型サービス費(独自/定率)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

## 3 訪問型サービス費(独自/定額)

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

### [脚注]

#### 1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100